

## 平 成 28 年 度 予 算 に 関 す る 説 明 資 料

各種会計予算総括表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
一般会計歳入予算前年度比較表・・・・・・・・	2
一般会計歳出予算前年度比較表・・・・・・・・	3
一般会計性質別歳出予算前年度比較表・・・・・・・・	4
市税前年度比較表・・・・・・・・・・・・・・・・	5
都市計画税充当説明資料・・・・・・・・・・・・	6
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・	7
基金の平成28年度末における現在高見込額・・・・・・・・	8
地方債の平成28年度末における現在高見込額・・・・・・・・	9
（参考）一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明・・・・・・・・	10



## 平成28年度 各種会計予算総括表

(単位：千円、%)

会計区分		平成28年度		平成27年度		比較		摘要 【 】内の数字は平成27年度との比較	
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
一般会計		13,260,000	55.9	13,876,482	55.8	▲ 616,482	▲ 4.4	○陸上競技場改修事業 272,830 【+267,830】 ○枝野橋橋りょう補修事業 231,131 【+201,031】 ○賑わいの交流拠点施設整備事業 105,372 【+100,160】 ○学校給食センター整備事業 91,314 【▲812,887】 ○仙南広域(仮称)仙南クィンセンター整備事業負担金 276,515 【▲234,178】	
特別会計	国民健康保険事業	3,853,745	16.3	4,038,368	16.2	▲ 184,623	▲ 4.6	○保険給付費 2,344,694 【▲19,149】 ○共同事業拠出金 789,725 【▲121,650】 ○保健事業費 64,831 【+19,867】	
	後期高齢者医療	353,751	1.5	340,606	1.4	13,145	3.9	○後期高齢者医療広域連合納付金 338,705 【+9,871】	
	介護保険	3,158,711	13.3	3,060,005	12.3	98,706	3.2	○保険給付費 2,961,676 【+46,716】 ○地域支援事業費 124,242 【+67,913】	
	公共下水道事業	1,454,909	6.1	1,639,676	6.6	▲ 184,767	▲ 11.3	○污水管渠工事費 139,800 【▲62,960】 ○雨水施設建設事業(野田排水区・補助分) 126,800 【▲84,300】 ※27年度2月補正で当初予定10億円のうち8億8千万円を 前倒ししている	
	農業集落排水事業	104,709	0.4	110,177	0.4	▲ 5,468	▲ 5.0	○施設維持費 21,986 【▲2,067】 ○農業集落排水施設機能強化事業 皆減 【▲3,900】	
	東根財産区	967	0.0	633	0.0	334	52.8	○支障木伐採処分業務 351 【皆増】	
	計	8,926,792	37.6	9,189,465	36.9	▲ 262,673	▲ 2.9		
企業会計	水道事業	収益的支出	1,111,746	4.7	1,060,168	4.3	51,578	4.9	○枝野浄水場制御盤修繕費 59,400 【皆増】 ○仙南・仙塩広域水道受水費 486,457 【▲2,677】 ○固定資産減価償却費 245,941 【+18,807】
		資本的支出	420,195	1.8	760,078	3.0	▲ 339,883	▲ 44.7	○老朽管布設替工事 132,900 【皆増】 ○高倉配水池(受水池)整備事業 皆減 【▲471,200】 ○企業債償還金 119,853 【▲22,928】
	計	1,531,941	6.5	1,820,246	7.3	▲ 288,305	▲ 15.8		
合計		23,718,733	100.0	24,886,193	100.0	▲ 1,167,460	▲ 4.7		

平成28年度 一般会計歳入予算前年度比較表

歳入

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比 較		摘 要 【】内の数字は平成27年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市税	3,300,174	24.9	3,274,918	23.6	25,256	0.8	○税収の伸び  ○普通交付税 3,100,000 【▲50,000】 ○震災復興特別交付税 321,121 【▲231,849】  ○臨時福祉給付金事業費等補助金 178,423 【+126,402】 ○再生可能エネルギー等導入補助金 皆減 【▲162,720】  ○ふるさと納税寄附金 100,000 【+97,000】 ○文化会館建設基金廃止に伴う繰入金 皆減 【▲360,867】  ○スポーツ振興くじ助成金 106,000 【皆増】 ○学校給食センター整備事業充当債 皆減 【▲629,900】
2 地方譲与税	180,010	1.4	175,010	1.3	5,000	2.9	
3 利子割交付金	1,500	0.0	5,000	0.0	▲ 3,500	▲ 70.0	
4 配当割交付金	15,000	0.1	9,000	0.1	6,000	66.7	
5 株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	
6 地方消費税交付金	600,000	4.5	540,000	3.9	60,000	11.1	
7 ゴルフ場利用税交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	0	0.0	
8 自動車取得税交付金	39,000	0.3	39,000	0.3	0	0.0	
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,000	0.1	11,000	0.1	0	0.0	
10 地方特例交付金	11,000	0.1	10,200	0.1	800	7.8	
11 地方交付税	3,871,121	29.2	4,102,970	29.6	▲ 231,849	▲ 5.7	
12 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
13 分担金及び負担金	54,668	0.4	58,031	0.4	▲ 3,363	▲ 5.8	
14 使用料及び手数料	204,379	1.5	207,388	1.5	▲ 3,009	▲ 1.5	
15 国庫支出金	1,551,165	11.7	1,269,747	9.1	281,418	22.2	
16 県支出金	804,082	6.1	859,392	6.2	▲ 55,310	▲ 6.4	
17 財産収入	26,821	0.2	27,816	0.2	▲ 995	▲ 3.6	
18 寄附金	186,420	1.4	156,950	1.1	29,470	18.8	
19 繰入金	683,767	5.2	1,217,416	8.8	▲ 533,649	▲ 43.8	
20 繰越金	50,000	0.4	50,000	0.4	0	0.0	
21 諸収入	471,993	3.6	380,044	2.7	91,949	24.2	
22 市債	1,185,400	8.9	1,470,100	10.6	▲ 284,700	▲ 19.4	
歳 入 合 計	13,260,000	100.0	13,876,482	100.0	▲ 616,482	▲ 4.4	

平成28年度 一般会計歳出予算前年度比較表

歳出

(単位：千円、%)

区分	平成28年度		平成27年度		比較		摘要 【 】内の数字は平成27年度との比較
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率	
1 議会費	183,036	1.4	191,429	1.4	▲ 8,393	▲ 4.4	○議員報酬等 101,125 【+4,884】 ○議員共済会負担金 31,230 【▲14,486】
2 総務費	1,772,767	13.4	2,150,318	15.5	▲ 377,551	▲ 17.6	○ふるさと納税事業 43,842 【+42,788】 ○戸内情報ネットワークシステム事業 146,610 【+43,091】 ○減債基金積立金 146 【▲360,869】
3 民生費	3,814,897	28.8	3,607,038	26.0	207,859	5.8	○地域医療介護総合確保事業 53,559 【皆増】 ○国民健康保険事業特別会計繰出金 242,590 【+21,754】 ○臨時福祉給付金等支給事業 178,447 【+126,408】
4 衛生費	1,165,363	8.8	1,439,295	10.4	▲ 273,932	▲ 19.0	○みやぎ県南中核病院企業団負担金 321,954 【+44,445】 ○仙南広域(仮称)仙南クリーンセンター負担金 276,515 【▲234,178】 ○仙南広域角田衛生センター負担金 11,300 【▲41,133】
5 労働費	15,221	0.1	20,321	0.2	▲ 5,100	▲ 25.1	○高齢者地域就業促進事業 皆減 【▲7,089】 ○シルバー人材センター補助金 12,000 【+2,000】
6 農林業費	697,964	5.3	576,762	4.1	121,202	21.0	○農地集積・集約化対策事業費補助金 79,850 【+30,550】 ○多面的機能支払交付金 80,127 【+12,862】 ○県営農業農村整備事業負担金 84,714 【+61,384】
7 商工費	499,862	3.8	338,699	2.4	161,163	47.6	○賑わいの交流拠点施設整備事業 105,372 【+100,160】 ○スペーススター・コスモハウス学習棟整備事業 50,700 【皆増】 ○観光ルートサイン設置事業 27,000 【+22,680】
8 土木費	2,247,575	16.9	1,702,431	12.3	545,144	32.0	○道路舗装事業 273,347 【+144,710】 ○枝野橋橋りょう補修事業 231,131 【+201,031】 ○陸上競技場改修事業 272,830 【+267,830】
9 消防費	449,225	3.4	432,737	3.1	16,488	3.8	○防火水槽整備事業 7,997 【皆増】 ○仙南広域消防費負担金 305,063 【+11,842】
10 教育費	1,332,829	10.0	2,243,036	16.1	▲ 910,207	▲ 40.6	○小中学校太陽光発電設備設置事業 皆減 【▲175,020】 ○学校給食センター運営事業 262,675 【+51,925】 ○学校給食センター整備事業 91,314 【▲812,887】
11 災害復旧費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
12 公債費	1,042,251	7.8	1,135,406	8.2	▲ 93,155	▲ 8.2	○定期償還元金 921,652 【▲63,877】 ○定期償還利子 118,599 【▲29,278】
13 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0	
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳出合計	13,260,000	100.0	13,876,482	100.0	▲ 616,482	▲ 4.4	

## 平成28年度 一般会計性質別歳出予算前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は平成27年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 義務的経費	5,148,008	38.8	5,077,293	36.6	70,715	1.4	
人件費	2,438,993	18.4	2,444,777	17.6	▲ 5,784	▲ 0.2	○職員人件費(選挙等除き) 1,936,953 【▲8,327】 ○議員共済会負担金 31,230 【▲14,486】
扶助費	1,666,564	12.6	1,496,870	10.8	169,694	11.3	○生活保護費 172,680 【+20,000】 ○臨時福祉給付金等 165,330 【皆増】
公債費	1,042,451	7.8	1,135,646	8.2	▲ 93,195	▲ 8.2	○定期償還元金 921,652 【▲63,877】 ○定期償還利子 118,599 【▲29,278】
2 投資的経費	2,054,922	15.5	2,254,441	16.3	▲ 199,519	▲ 8.9	
普通建設事業費	2,045,922	15.4	2,245,441	16.2	▲ 199,519	▲ 8.9	○陸上競技場改修事業 259,000 【+254,000】 ○学校給食センター整備事業 91,314 【▲812,887】
補助事業	1,095,614	8.2	807,796	5.8	287,818	35.6	○枝野橋橋りょう補修事業(補助分) 226,000 【+196,000】 ○道路舗装事業(補助分) 250,000 【+142,960】
単独事業	950,308	7.2	1,437,645	10.4	▲ 487,337	▲ 33.9	○陸上競技場改修事業 259,000 【+254,000】 ○学校給食センター整備事業(単独分) 91,314 【▲593,272】
災害復旧事業費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
3 一般行政経費	6,027,070	45.5	6,514,748	46.9	▲ 487,678	▲ 7.5	
物件費	1,980,810	14.9	1,926,014	13.9	54,796	2.8	○庁内情報ネットワークシステム事業 146,610 【+43,091】 ○学校給食センター運営事業 261,719 【+52,200】
維持補修費	166,579	1.3	171,037	1.2	▲ 4,458	▲ 2.6	○角田中央公園施設修繕 3,309 【▲3,598】
補助費等	2,316,736	17.5	2,514,067	18.1	▲ 197,331	▲ 7.8	○仙南地域広域行政事務組合負担金 777,238 【▲274,866】 ○みやぎ県南中核病院企業団負担金 321,954 【+44,445】
積立金	968	0.0	361,997	2.6	▲ 361,029	▲ 99.7	○減債基金積立金 146 【▲360,869】
投資及び出資金・貸付金	173,568	1.3	175,283	1.3	▲ 1,715	▲ 1.0	○上水道広域化施設整備費出資金 20,068 【▲1,698】
繰出金	1,388,409	10.5	1,366,350	9.8	22,059	1.6	○国民健康保険事業特別会計繰出金 242,590 【+21,754】 ○介護保険特別会計繰出金 446,166 【+15,000】
4 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	13,260,000	100.0	13,876,482	100.0	▲ 616,482	▲ 4.4	

## 平成28年度 市税前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比 較		摘 要
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市民税	1,351,193	41.0	1,382,143	42.2	▲ 30,950	▲ 2.2	
(1)個人	1,137,323	34.5	1,153,940	35.2	▲ 16,617	▲ 1.4	○総所得金額等比較 総所得金額等 ▲2.2%(うち給与所得▲0.4%)
(2)法人	213,870	6.5	228,203	7.0	▲ 14,333	▲ 6.3	○法人税割の税率改正等による減 12.3%→H26.10月以降～9.7%(平年度化)
2 固定資産税	1,434,746	43.4	1,410,765	43.0	23,981	1.7	
(1)土地・家屋・償却資産	1,433,789	43.4	1,409,808	43.0	23,981	1.7	○課税標準額比較 土地+0.2%、家屋+3.3%、償却資産+1.9%
(2)交付金	957	0.0	957	0.0	0	0.0	
3 軽自動車税	93,781	2.8	84,281	2.6	9,500	11.3	○税率改正等による増
4 市たばこ税	256,254	7.8	237,560	7.3	18,694	7.9	○販売本数の増
5 都市計画税	164,200	5.0	160,169	4.9	4,031	2.5	○課税標準額比較 土地+0.3%、家屋+4.4%
合 計	3,300,174	100.0	3,274,918	100.0	25,256	0.8	

平成28年度 都市計画税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						都市計画税 充当額	その他一般財源
街 路	—						
公 園	—						
下水道 (公共下水道事業特別会計繰出金 のうち建設費充当額)	8-5-1						
都市計画事業							
土地区画整理事業	—						
街 路	—						
公 園	12-1-1 12-1-2	21,318				6,471	14,847
下水道 (公共下水道事業特別会計繰出金 のうち公債費充当額)	8-5-1	511,852				155,363	356,489
土地区画整理事業	12-1-1 12-1-2	7,794				2,366	5,428
過去の都市計画事業等に係る 地方債の元利償還金		540,964				164,200	376,764
合 計		540,964				164,200	376,764

※平成28年度は、都市計画事業及び土地区画整理事業に充てる都市計画税はなし。過去に実施した公園整備事業、下水道事業、土地区画整理事業の公債費（地方債の元利償還金）に充てられている。

※「都市計画税充当額」は、都市計画税を区分ごとの予算額であん分。



地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 247,000 千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 3,507,825 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	1,919,963	1,057,118		54,906	93,616	714,323
社会保険	1,096,319	246,969			98,414	750,936
保健衛生	491,543	7,882		9,250	54,970	419,441
合計	3,507,825	1,311,969		64,156	247,000	1,884,700

※1 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 事業の「社会福祉」は障害者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は地域医療対策事業、感染症予防事業など。

※3 「社会保障財源化分の地方消費税交付金」の合計額は、地方消費税交付金の予算額 600,000千円のうち社会保障財源化分の247,000千円を計上。  
「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額であん分。

基金の平成28年度末における現在高見込額

(単位：千円)

基金名	26年度末 現在高	27年度中の増減見込額					27年度末 現在高見込額	28年度当初予算額					28年度末 現在高見込額
		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予算額	前年度決算 剰余金処分		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予算額	前年度決算 剰余金処分	
財政調整基金	1,925,584	144,000	750	144,750	415,757	209,345	1,863,922		650	650	620,000		1,244,572
減債基金	120,559	360,755	148	360,903			481,462		146	146			481,608
その他特定目的基金	824,400	6,000	226	6,226	380,785		449,841		172	172	63,757		386,256
明日を拓く人材育成基金	102,579		33	33	4,300		98,312		32	32	4,200		94,144
震災復興基金	19,865		11	11	10,130		9,746		10	10	7,257		2,499
文化会館建設基金	360,751		4	4	360,755								
長寿社会対策基金	1,670	6,000	10	6,010			7,680		10	10	1,500		6,190
21世紀の田園文化創造基金	7,861		10	10			7,871		10	10			7,881
農業振興基金	26,811		10	10	400		26,421		10	10	400		26,031
都市整備基金	240,568		126	126			240,694		74	74	43,800		196,968
スポーツ振興基金	64,295		22	22	5,200		59,117		26	26	6,600		52,543
合計	2,870,543	510,755	1,124	511,879	796,542	209,345	2,795,225		968	968	683,757		2,112,436

※ 定額運用基金は除く。

※ 27年度中における文化会館建設基金の積立額・取崩額は実績額。

※ 27年度中における減債基金の積立額（一般財源等分）は実績額。

基金名	26年度末 現在高	27年度中の増減見込額					27年度末 現在高見込額	28年度当初予算額					28年度末 現在高見込額
		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予算額	前年度決算 剰余金処分		一般財源等	利子	積立予定額	取崩予算額	前年度決算 剰余金処分	
国民健康保険事業財政調整基金	459,276		218	218	14,333	80,169	525,330		235	235	202,914		322,651
介護保険事業財政調整基金	163,942		56	56	15,511	24,989	173,476		68	68	41,593		131,951
東根財産区財産造成基金	6,057		10	10	451		5,616		10	10	787		4,839

地方債の平成28年度末における現在高見込額

(単位：千円)

会計区分	地方債区分	平成26年度末 現在高	平成27年度末 現在高見込額	平成28年度中増減見込み		平成28年度末 現在高見込額	
				起債見込額	元金償還見込額		
一般会計	1. 普通債	(93,114) 7,055,946	(74,490) 8,240,561	785,400	(19,459) 540,932	(55,031) 8,485,029	
	2. 災害復旧債	112,210	209,750		29,183	180,567	
	3. 減税補てん債	227,320	193,662		34,251	159,411	
	4. 税収補てん債	44,240	29,786		14,745	15,041	
	5. 臨時財政対策債	5,099,662	5,323,845	400,000	302,541	5,421,304	
	小計	(93,114) 12,539,378	(74,490) 13,997,604	1,185,400	(19,459) 921,652	(55,031) 14,261,352	
特別会計	公共下水道事業	1. 公共下水道事業債	(806,755) 6,899,800	(715,867) 7,127,017	192,100	(94,979) 506,702	(620,888) 6,812,415
		2. 流域下水道事業債	(82,833) 370,861	(67,008) 329,162	10,400	(16,579) 42,788	(50,429) 296,774
		3. 災害復旧債	86,500	86,500		1,123	85,377
		4. 資本費平準化債	2,383,316	2,548,809	321,300	168,865	2,701,244
		5. 下水道事業特例債	555,390	596,280	63,500	28,786	630,994
		6. 高資本費対策借換債	155,932	117,663		39,175	78,488
	小計	(889,588) 10,451,799	(782,875) 10,805,431	587,300	(111,558) 787,439	(671,317) 10,605,292	
	農業集落排水事業	1. 農業集落排水事業債	644,027	604,812	500	40,030	565,282
		2. 災害復旧債	3,900	3,900			3,900
		3. 資本費平準化債	165,245	175,565	25,600	14,982	186,183
小計		813,172	784,277	26,100	55,012	755,365	
企業会計	水道事業	1. 企業債	(54,962) 980,116	(42,193) 1,119,837		(13,396) 119,853	(28,797) 999,984
合計		(1,037,664) 24,784,465	(899,558) 26,707,149	1,798,800	(144,413) 1,883,956	(755,145) 26,621,993	

※貸付利率4%以上の地方債は、( )で内書き

## ～ 一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明 ～

### 2款 地方譲与税

#### 1項 地方揮発油譲与税・3項 地方道路譲与税

譲与総額・・・地方揮発油税収入額の全額

揮発油税（48,600円/kl）に地方揮発油税（5,200円/kl）を併せて課税

譲与団体・・・都道府県（指定都市含む）及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 58/100、市町村 42/100（1/2市町村道の延長、1/2市町村道の面積で按分）  
地方道路譲与税は、平成21年度から地方揮発油譲与税に改正され、それまでの道路特定財源としての用途制限が廃止され一般財源化された。

#### 2項 自動車重量譲与税

譲与総額・・・自動車重量税収入額の407/1,000

自動車重量税の引き下げに伴い、地方に減収が生じないよう、自動車重量税の地方への譲与割合が1/3から407/1,000に引き上げられた。（平成22年度改正）

譲与団体・・・市町村（特別区を含む）

譲与基準・・・1/2市町村道の延長、1/2市町村道の面積で按分

自動車重量譲与税は、平成21年度から道路特定財源としての用途制限が廃止され一般財源化された。

### 3款 利子割交付金

#### 1項 利子割交付金

所得税における利子課税制度が昭和63年4月1日から実施されたが、これにより地方税法も改正されて都道府県民税に利子割が創設された。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・利子等の支払いを受ける者（利子等の支払い金融機関を特別徴収義務者として徴収する。）

※平成28年1月1日以降に支払いを受ける法人は対象から外れ、個人に限定された。

課税標準・・・支払いを受けるべき利子等の額（所得税と同一）

税率・・・5%〔都道府県2%+市町村3%〕（所得税15%）

交付金・・・利子割収入額から徴税費相当額（1%）を控除した後の金額の3/5が市町村に交付される。  
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分

### 4款 配当割交付金

#### 1項 配当割交付金

平成15年度税制改正で都道府県税として県民税配当割が創設され、平成16年1月1日以後に支払いを受ける配当等に課税される。税率は5%で、国税である所得税15%と一緒に徴収される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・特定配当等の支払いを受ける者（上場株式等配当を支払いする者を特別徴収義務者として徴収する。）

課税標準・・・①上場株式等配当等 ②公募証券投資信託の収益の分配に係る配当 など

税率・・・5%

交付金・・・配当割収入額から徴税費相当額（1%）を控除した後の金額の3/5が市町村に交付される。  
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分

### 5款 株式等譲渡所得割交付金

#### 1項 株式等譲渡所得割交付金

平成15年度税制改正で都道府県税として県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成16年1月1日以後における源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される。税率は5%で、国税である所得税15%と一緒に徴収される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・譲渡益等の支払いを受ける個人（個人投資家の源泉徴収口座が開設されている証券会社を特別徴収義務者として徴収する。）

課税標準・・・源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る所得金額

税率・・・5%

交付金・・・株式等譲渡所得割収入額から徴税費相当額（1%）を控除した後の金額の3/5が市町村に交付される。  
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分

### 6款 地方消費税交付金

#### 1項 地方消費税交付金

平成6年度の税制改革で都道府県税として地方消費税が創設され、平成9年4月1日から施行された。税率は、平成26年4月1日より1.0%から1.7%へ引き上げられ国税である消費税6.3%と一緒に徴収される。

なお、平成26年4月の引上分は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

交付金・・・地方消費税の1/2相当額が市町村に交付される。市町村への交付基準は、国勢調査人口（1/2）及び経済センサス・基礎調査従業者数（1/2）により按分されるが、平成26年4月の引上分については、社会保障財源化されることを踏まえ全額が国勢調査人口により按分され交付される。

## 7 款 ゴルフ場利用税交付金

### 1 項 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が収納した当該ゴルフ場にかかるゴルフ場利用税収入額の 7/10 に相当する額が交付される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・ゴルフ場の利用者

税率・・・・・・・・標準税率は 1 人 1 日につき 800 円（制限税率 1,200 円）

角田市民ゴルフ場 税率 12 級 330 円／人

仙台グリーンゴルフクラブ 税率 9 級 550 円／人

（角田市と白石市との面積按分 108,757 ㎡ 10.338%）

交付金・・・・・・・・ゴルフ場利用税収入額の 7/10

## 8 款 自動車取得税交付金

### 1 項 自動車取得税交付金

都道府県の道路に関する費用に充てるための目的税として創設されたもので自動車の取得に対し、主たる定置場所在の都道府県においてその取得者に課税される。平成 21 年度から普通税に改められ、用途制限が廃止された。

課税主体・・・・・・・・都道府県

納税義務者・・・自動車の取得者

税率・・・・・・・・取得価格に対して自家用自動車 3%、軽自動車 2%など

交付金・・・・・・・・都道府県に納付された税額の 95%（徴税费相当分を控除）の 7/10 相当額を市町村道の延長（1/2）・市町村道の面積（1/2）で按分して交付される。

## 9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

### 1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国が所有する固定資産のうち、米軍及び自衛隊が使用する施設（飛行場、演習場等の用に供する固定資産（弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地建物も含む。））が所在する市町村に対し、当該固定資産の価格、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

別名：基地交付金（国有提供施設等市町村助成交付金に関する法律）

交付金・・・・・・・・交付金総額のうち、7/10 相当額は、土地、建物及び工作物の価格総額に按分して交付され、残りの 3/10 相当額は、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

## 10 款 地方特例交付金

### 1 項 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために地方特例交付金を交付することとしている。

交付対象・・・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・・・交付金総額の 3/5 に相当する額を、各市町村の住宅借入金等特別控除見込額により按分した額が交付される。

## 12 款 交通安全対策特別交付金

### 1 項 交通安全対策特別交付金

都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源措置として、道路交通法の反則金を財源に交付される。交付金・・・県基準額から指定都市基準額を控除した額の 1/3 の額（市町村基準額）について、当該市町村の交通事故（人身）発生件数、人口集中地区人口、改良済道路延長を、2：1：1 の割合により按分して交付される。